

オーテピア西敷地の貸付けがスタート!!

高知市では、2019年度の期間中、オーテピア西側にある市有地を中心市街地の活性化に効果が見込まれるイベント等に貸付けを行います。



Q どのような用途に利用できるのか？

高知市中心市街地活性化基本計画に定める以下の活性化の目標に効果が見込まれるイベント等へ利用する場合に活用いただけます。

〔活性化の目標〕

「すべての世代が永く住み続けられるまち」の実現
「多くの人が回遊するまち」の実現
「また訪れたいと思うまち」の実現

Q どんな土地？

所在地 ▶ 高知市追手筋二丁目
9番6・9番7

面積 ▶ 2,564.06㎡

土地仕様 ▶ 砂利敷

貸付方法 ▶ 土地賃貸借契約

設備 ▶ 電気・水道・ガスなし

Q 貸付期間・面積・料金は？

貸付期間 ▶ 1日単位で原則最大7日間

貸付面積 ▶ 原則一括貸付(約2,500㎡)
※用途によってご相談ください。

貸付料金 ▶ 【2019年9月まで】
(1日当たり) (全面) 46,857円
【2019年10月から】
(全面) 47,725円

※貸付料金は土地の再評価が行われた場合は見直しをします。



貸付けまでの流れ

① 申請

貸付けを希望される場合は、高知市商工振興課（Tel.088-823-9375）で空き状況を確認のうえ、貸付開始希望日の15日前までに申請書を提出ください。

② 協議・確認

申請後、商工振興課と貸付用途に関する協議をし、中心市街地の活性化に効果的な利用であるか等の確認を行います。

③ 契約

貸付条件に合意した場合は、土地賃貸借契約を締結します。

④ 料金納付

納入通知書を発行しますので、貸付開始日の前日までに貸付料を納付してください。

⑤ 利用開始

以上の手続きが完了しましたら、ご利用の開始となります。

注意事項等

[転貸の禁止等]

次に掲げる事項を遵守してください。

- ・本件土地を転貸し、又は本件土地の賃借権を譲渡しないこと。
- ・本件土地を契約で定める用途以外に使用しないこと。

[禁止行為]

次の掲げる行為を禁止します。

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められること。
- ・著しく騒音を発すること等により近隣の住民等に迷惑をかけること。
- ・本件土地を損傷し、又は汚損すること。
- ・本件土地の形質を変更すること。
- ・正当な理由がなく、凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
- ・指定された場所以外に車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。）を乗り入れること。

[使用に伴う管理等]

(1) 安全管理

- ・本件土地が市有地であることを常に考慮の上、周辺環境に配慮し、周辺住民等の理解を得るよう努めるとともに、適正に使用するよう留意してください。
- ・貸付期間中に第三者からの苦情及び損害、その他紛争が生じたときは、借受人の責任において処理解決していただきます。

(2) 原状回復義務

- ・借受人は貸付期間が終了したとき又は契約の解除、解約をしたときは、直ちに原状回復していただきます。
- ・貸付期間中及び貸付後は借受人の責任で本件土地を清掃し、ゴミなどは全て持ち帰ってください。
- ・本件土地は、杭及びロープで囲い一部ブランターを設置しています。使用の際に移動等させた場合は、元の位置に戻してください。
- ・貸付期間終了後、商工振興課職員立ち合いのもと原状回復の確認をします。

(3) 損害賠償

- ・貸付けにより本件土地を損傷し若しくは汚損したときは、その損害額を賠償していただきます。

(4) その他

- ・関係行政機関（保健所、警察、消防署等）との調整や届出が必要になる場合は、借受人側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

【申請・お問い合わせ先】

高知市商工振興課（高知市鷹匠町2丁目1-36 たかじょう西庁舎3階）

TEL：088-823-9375 FAX：088-823-4024

E-mail：kc-151705@city.kochi.lg.jp